

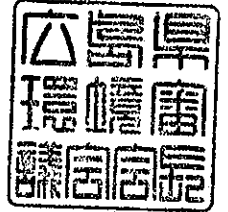
写

参考資料5

令和5年2月17日

広島県環境審議会生活環境部会長 様

広島県環境審議会会長



広島県環境審議会への諮問事項の付議について（依頼）

このことについて、別紙のとおり広島県知事から当審議会へ諮問がありました。
については、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の案件を付
議します。

（案件）

- 1 渡ノ瀬ダム貯水池に係る水質環境基準の類型指定の見直し（案）について
- 2 公共用水域等の測定計画に係る地下水汚染観測地点の廃止（案）について